



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知にご協力いただきありがとうございます。

寒い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

今回は、認知症等で判断が出来なくなったときに助けとなる「成年後見制度」について、紹介します。

## 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人の権利をまもり、安心して日常生活を送ることができるよう法律的な支援を行う制度です。

家庭裁判所に申立を行い、手続きすると成年後見人等が選ばれます。財産の管理、契約の代理・取り消し、介護・医療を受けるためのサポート等の支援を選ばれた後見人が行ってくれます。



最近物忘れがひどく通帳や印鑑をなくしてしまい、お金の管理が出来ず困っている

認知症の母が、必要のないのに高額な商品を次々と買ってしまっている。



**こんなとき後見人がいれば、本人の代わりに預貯金や年金の管理を行ったり、後見人の同意なく結んだ契約を取り消したりすることができます！**

## 権利擁護研修会のお知らせ

菊川市地域包括支援センターでは成年後見制度の理解促進のため、下記の日程で権利擁護研修会をオンライン開催しますので、ぜひご参加ください。参加を希望される方は、「事業所名/団体名」、「連絡先」、「参加人数」、「成年後見制度について講師へ聞きたいこと」をご記入の上、下記アドレスまでメールにてお申込みください。

**テーマ：「事例から学ぶ成年後見制度と後見人の役割について」**

**講師：司法書士事務所あかり 酒井孝幸 氏**

| 日            | 時間            | 参加方法            |
|--------------|---------------|-----------------|
| 令和4年2月24日（木） | 午後1時30分～3時00分 | ※ZOOMによるライブ配信視聴 |

申込受付アドレス：[kaigo@city.kikugawa.shizuoka.jp](mailto:kaigo@city.kikugawa.shizuoka.jp)

（申込締切：令和4年2月17日（木）まで）

※事前にオンライン研修に必要なPC・タブレット等のデバイスのご用意とZOOMアプリインストールをお願いします。



菊川市地域包括支援センター（ほうかつ）

住所：半済1865（プラザけやき内）

電話：37-1120

菊川市高齢者総合相談支援センター和松会（ランチ）

住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）

電話：73-1818